

令和2年度総会資料

日時 令和2年7月20日（月）

場所 新潟県自治会館

新潟県農地関係地すべり防止事業推進協議会

総 会 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

第1号議案 令和元年度事業報告について

第2号議案 令和元年度歳入歳出決算について

第3号議案 令和2年度事業計画（案）について

第4号議案 令和2年度歳入歳出予算（案）について

第5号議案 決議（案）について

第6号議案 役員の改選について

4 そ の 他

5 閉 会

第1号議案

令和元年度事業報告について

令和元年度事業について別紙のとおり報告する。

令和2年7月20日

会 長 入 村 明

令和元年度事業報告

1 諸会議の開催

年 月 日	場 所	事 業 内 容
1. 7. 17	自治会館	書面による役員会を開催し、総会付議事項について審議した。
1. 7. 22	自治会館	<p>令和元年度総会を開催し、次の事項について審議した。</p> <p>議 事</p> <p>第1号議案 平成30年度事業報告について 第2号議案 平成30年度歳入歳出決算について 第3号議案 令和元年度事業計画(案)について 第4号議案 令和元年度歳入歳出予算(案)について 第5号議案 決議(案)について 第6号議案 役員を選任について</p> <p>・第1号議案から第4号議案については、いずれも承認された。 ・第5号議案については、原案のとおり承認され、要請の方法については、役員に一任された。 ・第6号議案については、監事であった阿賀町神田敏郎町長の退任に伴い、欠員となっている後任の監事に、阿賀町 神田一秋町長が選任された。</p> <p>役員は、次のとおりである。</p> <p>会 長 妙高市長 入 村 明 副会長 村上市長 高 橋 邦 芳 副会長 十日町市長 関 口 芳 史 監 事 糸魚川市長 米 田 徹 監 事 阿賀町長 神 田 一 秋</p>

2 要請活動

年 月 日	場 所	事 業 内 容
1. 8. 2	東 京 都	<p>令和2年度国家予算の概算要求に向けて地すべり対策事業の推進について要望した。 (市長会及び町村会に事務局を置く地域振興関係9団体合同要請)</p> <p>1 要 請 者 監 事 糸魚川市長 米 田 徹 ほか事務局</p> <p>2 要 請 先 財務省、農林水産省、林野庁 県選出国會議員</p> <p>なお、県に対してもその実現について協力を依頼した。</p>

第2号議案

令和元年度歳入歳出決算について

令和元年度歳入歳出決算について別紙のとおり承認を求める。

令和2年7月20日

会 長 入 村 明

令和元年度歳入歳出決算書

令和元年7月1日から
令和2年6月30日まで

歳 入

(単位:円)

科 目	予 算 額 (A)	収 入 済 額 (B)	予算に対する 増減 (A)-(B)	備 考
1 会 費	57,000	57,000	0	
(1) 普通会費	12,000	12,000	0	市町村負担金 @1,000×12市町
(2) 特別会費	45,000	45,000	0	
2 繰 越 金	413,020	413,020	0	
(1) 繰 越 金	413,020	413,020	0	前年度繰越金
3 雑 収 入	980	4	976	
(1) 雑 収 入	980	4	976	預金利息
4 繰 入 金	200,000	200,000	0	
(1) 財政調整積立金 繰 入 金	200,000	200,000	0	
合 計	671,000	670,024	976	

附 記

1 会費算出の根拠

(1) 規約第11条の規定

(2) 新潟県市長会長、新潟県町村会長通知による諸団体に対する法令外負担金の規制
令和元年度規制決定額 114,000円

(3) 算 出

ア 普通会費 1 市町 1,000円 (12市町分)

イ 特別会費 前年度事業費変動に伴う会費調整と、当該年度防止事業費の
1000分の -3.581~0.209 と、同関連事業費の2分の1との合計額

ただし、各市町村毎の合計額に千円未満の端数がある場合はその額を切り捨てる。

歳 出

(単位:円)

科 目	予 算 額 (A)	支 出 済 額 (B)	予算に対する 増減 (A)-(B)	備 考
1 事 務 費	60,000	8,524	51,476	
(1) 旅 費	30,000	0	30,000	
(2) 需 用 費	30,000	8,524	21,476	通信料等
2 会 議 費	60,000	21,389	38,611	
(1) 会 議 費	60,000	21,389	38,611	総会資料等
3 事業促進費	451,000	164,719	286,281	
(1) 促 進 費	200,000	96,285	103,715	提言書印刷 要請活動旅費等
(2) 調査研究費	251,000	68,434	182,566	雪シンポジウム協賛金 「公民館月報」広告料等
4 予 備 費	100,000	0	100,000	
(1) 予 備 費	100,000	0	100,000	
合 計	671,000	194,632	476,368	

財政調整積立金

種 別	預入額	利息	合 計	備 考
定期預金	812,559	0	812,559	北越銀行 R元.8.5~R3.8.5(2年) 利率0.01%

歳入合計額 670,024 円
 歳出合計額 194,632 円
 歳入歳出差引残額 475,392 円 (令和2年度へ繰越)

監 査 報 告

新潟県農地関係地すべり防止事業推進協議会


会 長 入 村 明 様

新潟県農地関係地すべり防止事業推進協議会

監 事 糸魚川市長

米 田 徹 

監 事 阿賀町長

神 田 一 秋 

新潟県農地関係地すべり防止事業推進協議会の令和元年度歳入歳出決算の
監査結果を、下記のとおり報告します。

記

1 監査年月日、場所

令和 2 年 7 月 7 日 新潟県自治会館役員室

令和 2 年 7 月 10 日 新潟県自治会館役員室

2 監査結果

歳入歳出の決算計数は、会計帳簿及び証拠書類等とそれぞれ符合し、
収支は適正なものと認める。

3 改善要望事項

特記事項なし。

第3号議案

令和2年度事業計画(案)について

令和2年度事業計画を別紙のとおり定めたい。

令和2年7月20日

会 長 入 村 明

令和 2 年度事業計画 (案)

- 1 地すべり防止事業及び同関連事業の促進に係る要望活動等を実施する。
- 2 事業促進上必要な調査の実施及び会員市町村の地域振興のため、本協議会をはじめ、県内地域振興関連団体と合同により、必要に応じ地域振興事業市町村担当者研修会を開催する。
- 3 (公社) 日本地すべり学会新潟支部が実施する研究発表会及び地すべり現地見学会の支援など、その他当該事業の発展に必要な諸活動を実施する。

第4号議案

令和2年度歳入歳出予算(案)について

令和2年度歳入歳出予算を別紙のとおり定めたい。

令和2年7月20日

会 長 入 村 明

令和2年度 歳入歳出予算 (案)

令和2年7月1日から
令和3年6月30日まで

歳 入

(単位:円)

科 目	予 算 額 (A)	前 年 度 予 算 額 (B)	前 年 度 決 算 額 (C)	前年度予算額 との比較 (A)-(B)	前年度決算額 との比較 (A)-(C)	説 明
1 会 費	0	57,000	57,000	△ 57,000	△ 57,000	
(1) 普通会費	0	12,000	12,000	△ 12,000	△ 12,000	
(2) 特別会費	0	45,000	45,000	△ 45,000	△ 45,000	
2 繰 越 金	475,392	413,020	413,020	62,372	62,372	
(1) 繰 越 金	475,392	413,020	413,020	62,372	62,372	前年度繰越金
3 雑 収 入	608	980	4	△ 372	604	
(1) 雑 収 入	608	980	4	△ 372	604	預金利息
4 繰 入 金	0	200,000	200,000	△ 200,000	△ 200,000	
(1) 財政調整積立金 繰 入 金	0	200,000	200,000	△ 200,000	△ 200,000	
合 計	476,000	671,000	670,024	△ 195,000	△ 194,024	

歳出

(単位:円)

科 目	予 算 額 (A)	前 年 度 予 算 額 (B)	前 年 度 決 算 額 (C)	前年度予算額 との比較 (A)-(B)	前年度決算額 との比較 (A)-(C)	説 明
1 事務費	40,000	60,000	8,524	△ 20,000	31,476	
(1) 旅 費	20,000	30,000	0	△ 10,000	20,000	
(2) 需用費	20,000	30,000	8,524	△ 10,000	11,476	通信費等
2 会議費	50,000	60,000	21,389	△ 10,000	28,611	
(1) 会議費	50,000	60,000	21,389	△ 10,000	28,611	総会資料等
3 事業促進費	286,000	451,000	164,719	△ 165,000	121,281	
(1) 促進費	150,000	200,000	96,285	△ 50,000	53,715	提言書印刷 要請活動旅費等
(2) 調査研究費	136,000	251,000	68,434	△ 115,000	67,566	日本地すべり学会事業協賛
4 予備費	100,000	100,000	0	0	100,000	
(1) 予備費	100,000	100,000	0	0	100,000	
合 計	476,000	671,000	194,632	△ 195,000	281,368	

附 記

・予算の流用について

歳出予算において、他の款項目への流用ができるものとする。

第5号議案

決議（案）について

令和2年度決議について、別紙のとおり承認を求める。

令和2年7月20日

会 長 入 村 明

決 議

地すべり地域の農地の保全と農業振興を図るため、下記事項の実現を期する。

- 1 地すべり被害を未然に防止するため、地すべり対策事業及び関連事業の一層の促進を図ること。
- 2 直轄地すべり対策事業の概成地区における適正な維持管理を行なうため、補助事業を創設すること。

以上決議する。

令和2年7月20日

新潟県農地関係地すべり防止事業推進協議会

令和2年度総会

第6号議案

役員改選について

新潟県農地関係地すべり防止事業推進協議会規約第5条第3項により、本日をもって役員任期が満了するので、下記のとおり役員改選されたい。
(現役員は、次頁のとおり)

令和2年7月20日

会 長 入 村 明

記

会 長	1名
副 会 長	2名
監 事	2名

新潟県農地関係地すべり防止事業推進協議会

役員名簿

(令和2年7月20日現在)

会 長	妙高市長	入村	明
副会長	村上市長	高橋	邦芳
副会長	十日町市長	関口	芳史
監 事	糸魚川市長	米田	徹
監 事	阿賀町長	神田	一秋

新潟県農地関係地すべり防止事業推進協議会規約

(目 的)

第1条 この会は、地すべり等防止法に基づく地すべり防止事業を行う者の協同組織により、地すべり防止の適切、かつ効率的な運営の促進を図ることを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 この会は、「新潟県農地関係地すべり防止事業推進協議会」と称し、事務所を新潟県自治会館内に置く。

(事 業)

第3条 この会は、第1条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 地すべり防止事業及び地すべり関連事業の推進
- (2) 地すべり防止事業に関する知識の普及および情報の提供
- (3) 地すべり防止事業に関する調査および研究
- (4) 建議及び要望活動
- (5) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 この会の会員は、地すべり等防止法第3条の指定申請区域を有する市町村とする。

(役 員)

第5条 この会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
監 事	2 名

- 2 役員は、総会において選出する。
- 3 役員任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。
- 4 補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、この会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 役員は、会務を執行する。
- 4 監事は、会務の執行状況および会計の状況を監査する。

(顧問および参加)

第7条 この会に顧問および参加を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会に諮りその議を経て会長が委嘱する。

- 3 参与は、事業関係者等から会長が委嘱する。
- 4 顧問および参与は、会務に参画し、意見をのべることができる。

(会 議)

第8条 この会の会議は、総会および役員会とする。

- 2 総会は、事業計画、予算及び決算の承認、規約の改正、役員を選任又はこの会の運動方針を審議する。
- 3 役員会は、会長、副会長、監事をもって構成し、総会に付議する事項及びこの会の運営上の重要事項を審議する。

(会議の招集等)

第9条 会議は、会長がこれを招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会議の議決は、すべて出席者の過半数による。

(事務局)

第10条 この会に事務局を置く。

- 2 事務局長及び職員は、会長が委嘱する。

(財 務)

第11条 この会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

- 2 会費は、普通会費と特別会費とする。
- 3 普通会費は、年額 10,000 円以内とし、特別会費は、その年の防止事業に対し 1,000 分の 2 以内、関連事業費に対しては、防止事業費に対する率の 1 / 2 に相当する金額とする。

ただし、特殊災害市町村にあつては、その都度総会の議決を経て軽減することができる。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、7月1日から翌年6月30日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成9年7月25日から施行する。
- 2 この規約は、平成17年7月25日から施行する。

会 員 及 び 役 員 等

〔会 員〕 12市町

長岡市 上越市 柏崎市 小千谷市 十日町市 村上市 糸魚川市 妙高市
佐渡市 魚沼市 南魚沼市 (東蒲原郡) 阿賀町

〔役 員〕

(任期 平成30年7月17日から2年間)

(令和2年7月1日現在)

会 長	妙高市長	入 村	明
副会長	村上市長	高 橋	邦 芳
副会長	十日町市長	関 口	芳 史
監 事	糸魚川市長	米 田	徹
監 事	阿賀町長	神 田	一 秋

参 与

農地部農地計画課長
農地部農地建設課長
村 上地域振興局農林振興部長
新 潟地域振興局農林振興部長
長 岡地域振興局農林振興部長
魚 沼地域振興局農業振興部長
南魚沼地域振興局農林振興部長
十日町地域振興局農業振興部長
柏 崎地域振興局農業振興部長
上 越地域振興局農林振興部長
糸魚川地域振興局農林振興部長
上越地域振興局上越東農林事務所長
佐渡地域振興局農林水産振興部副部長(農村振興担当)